

質問封じ容認

県政みたま

扶川

あつし
日本共産党



発行
日本共産党
徳島県議会議員
扶川 敦
板野町犬伏
電話
088-672-2807
2007/03/01

なんでもお気軽にご相談ください
日本共産党板野郡生活相談所
電話 088(672)5875

2月定例会県議会で、日本共産党県議の代表質問（山田豊県議）を議長が打ち切る暴挙を行ないました。議場は一時騒然。3年前の党議員に対する懲罰強行につづき、またもや談合解明の妨害です。

私（扶川）は、議場で議長に共産党4人の提案による議長不信任案を提出し、提案説明を行いました。採決では、日本共産党以外では、県民ネット（1人）と無所属議員（1人）の2人が賛成しましたが、他の自民・公明・民主系すべての会派は、議長の横暴を容認し、数の力で、議長不信任動議を否決しました。（下写真2月22日県議会本会議。最前列左から不信任案に賛成して起立しているのは、山田、古田、達田、扶川、本田、吉田の県議6人）

議長が発言禁止の暴挙



自民、公明、民主県議らが不信任動議を否決し 議長の暴挙を容認（上写真2月22日県議会）

山田議員が、引用しようとした北岡組等談合事件の刑事確定記録（業者の供述調書など訴訟記録）は、私が徳島地検に請求し、入手したものです。

私は、十一月議会本会議でも経済委員会でもこれを引用して議論しまし



本会議で不信任案の提案理由を説明（2月22日）

たが、その時には何の異議も出ませんでした。ところが、同じ議会で、我が党の古田議員が県土整備委員会で同様に引用しようとしたところ、唐突に制止されました。

議長見解」は全体の合意になつていません

その後会長・幹事長会で「刑事記録を用いて発言する場合、事前の届出が必要」などの「議長見解」が出されましたが、共産党だけでなく、県民ネットや無所属議員から

も反対意見が出され、会派間全体の合意に至っていません。

党県議団は、議長に対し「議長見解」の撤回と会長・幹事長会で議論をつくすことを申し入れていました。しかし、議長は無視。そして今回、本会議場で、山田議員が事前届出なしに刑事記録を引用したとして、県議会上史初の本会議発言禁止質問打ち切りの暴挙を強行したのです。

会議録の引用さえもダメ!

党議員が代表質問で引用した部分は、私の発言として、すでに十一月県議会の会議録に載っているもの。誰でもが見ることのできる会議録から引用することも自由にできないなど、「議長見解」の不当性が明らかになりました。



「引用に届け出が必要という事例は聞いたことがない」
(全国都道府県議会議長会)

不当な「議長見解」

議会の審議権を狭め、県側への根回しをルール化

- ①刑事確定記録を引用して発言する議員は事前に届け出る。届け出られた情報を理事者に提供する。
- ②被告人以外の実名またはそれが容易に推測される表現の引用、長文の引用を避ける。

議長不信任の動議を提出 日本共産党県議団

党県議団は、ただちに議長不信任動議を提出。私が提案理由の説明に立ち、

①「議長見解」は、議会の審議権をみずから狭める必要かつ有害な「ルール」であり、汚職・談合事件の背景解明を願う県民の思い

に逆行するものであること、②全体で合意されたものでなく、少数意見をふみにじり、非民主的なやり方で議会のルールとして押しつけようとしているものであること——を厳しく指摘しました。

汚職・談合構造を解明し、一掃することこそ県議会の役割ではないでしょうか

いま全国的にも福島、和歌山、宮崎など各地で官製談合事件が相次ぎ、県議会の子エツク機能が問われています。

徳島でも元知事汚職、県発注工事をめぐる北岡組等談合事件とつづき、県議会の役割が県民から期待されています。私達は、ひきつづき、汚職・談合・利権一掃へ全力をつくします。

